



平成16年(行ウ)第43号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 斎田友雄外18名

被告 群馬県知事外1名

## 証拠申出書

2007(平成19)年12月14日

前橋地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 野 上 恭 道



ほか39名

第1 証人 嶋津暉之

1 人証の表示

〒341-0018

埼玉県三郷市3-20-4-305

証人 嶋 津 晖 之 (同行 主尋問120分)

2 証人の経歴等

経歴

1966年3月 東京大学工学部都市工学科卒業

1972年3月 東京大学大学院工学系研究科博士課程単位取得退学

大学院時に工場の水使用合理化技術を研究

1972~84年 東京都公害局(環境保全局)に勤務し、地下水行政に携わる。

1984~2004年 東京都公害研究所(環境科学研究所)に勤務し、水質問題、水問題の研究に携わる。

2004年3月 同研究所退職

著書 「水問題原論」(1991年 北斗出版)

「水資源・環境研究の現在」（1998年、成文堂、共著）

「地下水ハンドブック」（2006年、建設産業調査会、共著）

ほか多数

### 3 立証趣旨等

証人は、大学院時代から水問題にかかわり、東京都に勤務してからも水関係の仕事に従事し、さらに各地の水需給構造の解析を長年進めており、特に、工業用水の使用合理化技術に関して大きな成果を上げてきた。証人は、日本の河川政策、ダム建設政策等の水問題に精通しており、1991年に出版された「水問題原論」は、水問題のバイブルになっており、名実ともに水問題の第1人者である。

証人によって、①群馬県における水需給の予測が不当であること、②群馬県が利水者として八ッ場ダム事業に参画した場合、不当な費用負担を被ること、③八ッ場ダム建設事業は利水上必要性のない事業であること等を立証する。

### 4 尋問事項

別紙尋問事項記載のとおり

#### 第2 証人 伊藤祐司

##### 1 人証の表示

〒370-0801

群馬県高崎市上並木町195-2 日本共産党西毛地区委員会

証人 伊 藤 祐 司（同行・主尋問60分）

##### 2 証人の経歴等

###### 経歴

1958年高崎市生まれ、49才。県立高崎高校、群馬大学教育学部（理科III類・地学専攻）卒業。81年県立桐生女子高校、82年伊勢崎市立女子高校でそれぞれ1年間、非常勤講師（理科）。83年日本共産党群馬県委員会専従職員。

85年「しんぶん赤旗」群馬県記者。94年党群馬県議団事務局長。00年党西毛地区委員会副委員長。03年いっせい地方選挙県議選高崎市立候補して当選（1期）。現在、党西毛地区委員会副委員長。

##### 3 立証趣旨等

証人は元群馬県議会議員であり、証人によって、ハッ場ダム建設事業は、群馬県内の各地域において利水上必要性のない事業であること等を立証する。

#### 4 尋問事項

別紙尋問事項記載のとおり

##### 第3 証人 新井 敏

###### 1 人証の表示

〒371-8570

前橋市大手町1-1-1群馬県庁企画土地・水対策室水循環グループ

グループリーダー 証人 新井 敏（呼出・尋問時間90分）

###### 2 立証趣旨等

証人は群馬県庁企画土地・水対策室水循環グループのグループリーダーであり、群馬県における水資源計画の策定、水資源の確保対策等の責任者である。

証人によって、①群馬県における水需給の予測が不当であること、②ハッ場ダム建設事業は利水上必要性のない事業であること等を立証する。

###### 3 尋問事項

別紙尋問事項記載のとおり

##### 第4 証人 大熊 孝

###### 1 人証の表示

〒950-2102

新潟県新潟市五十嵐二の町8390番地8

証人 大熊 孝（同行 主尋問120分）

###### 2 経歴等

経歴

東京大学工学部土木工学科卒業

東京大学大学院工学系研究科博士課程修了

現在 新潟大学自然科学系工学部建設学科 教授

主な著作 「利根川治水の変遷と水害」（1981年初版、東京大学出版会）

「洪水と治水の河川史」（1998、平凡社）

ほか多数

### 3 立証趣旨等

証人は、新潟大学自然科学系工学部建設学科教授であり、河川工学の分野においては、我が国有数の学識を持つ研究者である。とりわけ利根川の治水に関しては、「利根川治水の変遷と水害」(1981年初版、東京大学出版会刊)の著作にみるように、名実ともに我が国の第1人者である。

証人によって、カスリーン台風時に八斗島地点で 22,000m<sup>3</sup>/秒もの洪水が生じた事実がないこと、国の利根川治水計画には大きな問題があって、現実性が希薄であること、本件ハツ場ダムは利根川の治水にとって役に立たない不要な施設であること等を立証する。

### 4 尋問事項

別紙尋問事項記載のとおり

## 第5 証人 柏木才助

### 1 人証の表示

〒330-9724

埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

さいたま新都心合同庁舎2号館

国土交通省関東地方整備局河川部長

証人 柏木才助（呼出 主尋問120分）

### 2 証人の経歴

現在 国土交通省関東地方整備局河川部長

### 3 証すべき事実

証人は、現在、国土交通省関東地方整備局河川部長の職にあり、国の利根川治水計画を運営する責任者である。

本件では、国が行ったカスリーン台風再来時の計算において、利根川水系河川整備基本方針では八斗島地点の洪水流量が 22,000 m<sup>3</sup>/秒となっており、その一方、利根川浸水想定区域図の計算では 16,750m<sup>3</sup>/秒とされ（甲B38、39号証）、両者の

間に看過できない著しい差が生じており、 $22,000\text{ m}^3/\text{秒}$ の科学的根拠が疑問視されるところ、同証人はこれらの計算条件、計算方法を把握している立場にある。

証人によって、基本高水流量  $22,000\text{ m}^3/\text{秒}$ が洪水の実態とかけ離れた架空のものであること、利根川治水計画に根本的な問題があること等を立証する。

#### 4 尋問事項

別紙尋問事項記載のとおり

#### 第6 ダムサイトの危険性の証人

##### 1 人証の表示

現在、学者に要請中である。

##### 2 立証の趣旨

2006年7月14日付原告準備書面（7）の内容全般

#### 第7 地すべりの危険性の証人

##### 1 人証の表示

現在、学者に要請中である。

##### 2 立証の趣旨

2006年10月6日付原告準備書面（8）の内容全般

#### 第8 証人 花輪伸一

##### 1 人証の表示

〒105-0014

東京都港区芝3-1-14 財団法人世界自然保護基金ジャパン

証人 花 輪 伸 一（同行 主尋問60分）

##### 2 証人の経歴等

1949年 仙台に生まれる、小学校6年から野鳥に関心を持ち、バードウォッチングを始める

1969年 東北大学理学部生物学科入学、在学中に仙台市蒲生海岸のシギ・チドリ類の調査を行うとともに、同海岸の埋め立て反対運動を組織する

1976年 東京農工大学大学院（修士課程）に入学、鳥類、哺乳類の調査・研究を行う、  
とくに青森県脇野沢村におけるニホンカモシカの調査は現在も継続中

1979年 (財)日本野鳥の会に勤務、全国一斉調査や絶滅の恐れのある鳥類（とくに  
沖縄で）の調査、保護活動などを行う

1989年 東京港野鳥公園レンジャーとしてサンクチュアリでの調査、教育、管理等を  
行う

1991年 (財)世界自然保護基金日本委員会（WWF Japan）に勤務、干潟などの湿地や  
沖縄のサンゴ礁、野生生物などの保全活動に取り組んでいる

### 3 立証趣旨等

八ッ場ダム建設の前提として被告らが実施し、また実施している調査は極めて不  
十分なものであり、そのため被告らの「八ッ場ダム建設は環境に影響なし」という  
主張は全く根拠がない。

証人は財団法人世界自然保護基金ジャパンの職員であり、同財団や財団法人日本  
野鳥の会等における活動を通じて、特に鳥類や哺乳類等の調査・研究に造詣が深い。

証人によって、八ッ場ダム建設により周辺の環境が破壊されること、八ッ場ダム  
建設が環境に与える影響について被告らは調査をしたなどとは到底言える状態でな  
いこと等を立証する。

### 4 尋問事項

別紙尋問事項記載のとおり

#### 第9 証人 西川伸一

##### 1 人証の表示

〒101-8301

東京都千代田区神田駿河台1-1 明治大学駿河台研究棟721号室

明治大学政治経済学部教授（政治学）

証人 西 川 伸 一（同行 主尋問90分）

##### 2 経歴等

経歴

1961年 新潟県生まれ

1990年 明治大学大学院政治経済学研究科政治学専攻博士後期課程退学  
明治大学政治経済学部専任助手

1993年 同専任講師

2000年 同助教授

2005年 同教授

#### 主な著作

『立法の中核 知られざる官庁・内閣法制局』単著（五月書房、2000年）

『現代政治を見る眼』竹尾隆・井田正道編著（八千代出版、2002年）「第5章政治制度論」

『官僚技官』単著（五月書房、2002年）

ほか多数

#### 3 立証趣旨等

被告は、本件ハッ場ダムの有効性等を主張・立証するにあたり、国（国土交通省）の作成した書面・資料等を多数引用しているところ、このような国の作成した書面・資料等の信用性の評価にあたっては、国がハッ場ダム事業に関して、どのような利害関係を有するかについて、正当に評価された上でなされる必要がある。

証人は、政治学を専門分野とする研究者であり、著書『官僚技官』においては、国の官僚制度と公共事業との関係について調査・分析し、公共事業はそれを立案・実行する官僚らの固有の利益のためになされている実態を明らかにしている。

証人によって、本件ハッ場ダム事業は、同事業を計画・実施する国土交通省の官僚らの固有の利益のために計画・実施されている事業であることを明らかにし、引いては、国が作成した書面・資料等の信用性については、その根拠が合理的なものであるかどうかを厳密に評価した上で、慎重になされるべきことを明らかにする。

#### 4 尋問事項

別紙尋問事項記載のとおり

尋問事項 証人1 嶋津暉之

- ① 身上・経歴
- ② 群馬県の水道用水と工業用水の需要動向
- ③ 水道用水と工業用水が減少傾向になった理由
- ④ 群馬県の需要予測方法の問題点、実績と乖離した理由
- ⑤ ダム計画の呪縛から解放された都市の水需要予測
- ⑥ 群馬県の水道用水と工業用水の今後の需要見通し
- ⑦ 水源開発の経過と群馬県水道の保有水源の現状
- ⑧ 群馬県および首都圏における水余りの現状
- ⑨ 群馬県の地下水政策の誤り
- ⑩ ハッ場ダムは群馬県および首都圏にとって必要な水源開発なのか
- ⑪ 首都圏における水余り現象と最近の渇水状況
- ⑫ ハッ場ダムは渇水時に役に立つ施設なのか
- ⑬ 日本におけるダム計画中止の流れと、ダム計画中止の理由
- ⑭ その他本件に関連する事実

尋問事項 証人2 伊藤祐司

- ① 身上・経歴
- ② 群馬県における水需要の現状
- ③ 群馬県における水需給計画策定の状況
- ④ 県央第二水道の問題性
- ⑤ 群馬県における暫定水利権の問題性
- ⑥ 地下水利用の現状と問題点
- ⑦ その他本件に関連する事実

尋問事項 証人3 新井 敏

- ① 身上・経歴
- ② 過去に群馬県が行ってきた水需要予測
- ③ 群馬県の過去の水需要予測と実績との関係
- ④ 群馬県の水需要の予測と実績との乖離
- ⑤ 実績から科学的に予測した場合の将来の水需要
- ⑥ 水源開発事業への群馬県の参加の経過と保有水源量の推移
- ⑦ 群馬県の地下水政策の現状とその科学的根拠
- ⑧ 群馬県水道の水需給をみてハッ場ダムは必要か
- ⑨ その他本件に関連する事実

尋問事項 証人4 大熊孝

- ① 身上・経歴
- ② 利根川の特徴
- ③ 利根川の治水計画の変遷
- ④ 1980年に改訂された利根川水系工事実施基本計画の概要
- ⑤ 利根川治水計画における八ツ場ダム計画の位置づけ
- ⑥ 基本高水流量とは何か
- ⑦ 利根川における基本高水流量算出上の問題点
- ⑧ カスリーン台風時の実績流量17,000m<sup>3</sup>/秒は正しい推定値か
- ⑨ 基本高水流量22,000m<sup>3</sup>/秒に科学的な根拠はあるか
- ⑩ カスリーン台風時に八斗島上流で5,000m<sup>3</sup>/秒も氾濫した事実はあるのか
- ⑪ 八ツ場ダムには治水効果はあるか
- ⑫ 2006年2月に策定された利根川水系河川整備基本方針の問題点
- ⑬ 現在の利根川水系の治水計画に現実性はあるか
- ⑭ 利根川についてのるべき治水対策ないし水防対策は何か
- ⑯ その他本件に関連する事実

尋問事項 証人5 柏木才助

- ① 身上・経歴
- ② 1980年に改訂された利根川水系工事実施基本計画の概要
- ③ 2006年2月に策定された利根川水系河川整備基本方針の概要
- ④ 利根川治水計画におけるハツ場ダム計画の位置づけ
- ⑤ 基本高水流量 22,000m<sup>3</sup>/秒の計算根拠は何か
- ⑥ カスリーン台風時に八斗島地点の上流で 5000m<sup>3</sup>/秒の氾濫があったという根拠は何か
- ⑦ 利根川浸水想定区域図の計算における八斗島地点の洪水流量 16,750m<sup>3</sup>/秒の計算根拠は何か
- ⑧ この計算において八斗島上流の河道の条件はどのように設定されたのか。
- ⑨ この計算の結果、八斗島上流ではどこで氾濫し、それぞれ何m<sup>3</sup>/秒の流量が流出することになったのか。
- ⑩ 利根川放水路計画に現実性があるのか
- ⑪ 今後の利根川上流ダム計画は具体化しているか
- ⑫ カスリーン台風が再来した場合にハツ場ダムは役に立つか。
- ⑬ その他本件に関連する事実

尋問事項 証人8 花輪伸一

- ① 身上・経歴
- ② ハッ場ダム建設予定地の自然環境の特徴
- ③ 本件ハッ場ダム建設にあたって必要とされる調査の概要
- ④ 被告ないし国が実施した環境影響評価の内容
- ⑤ ハッ場ダム建設が生態系に与える影響
- ⑥ ハッ場ダム建設と種の保存法、生物多様性条約との関係
- ⑦ その他本件に関連する事実

尋問事項 証人9 西川伸一

- ① 身上・経歴
- ② 官僚が公共事業によって私的利息を受ける場合があるか
- ③ 官僚が公共事業によって私的利息を得る社会的構造はどのようなものか
- ④ 官僚が公共事業によって私的利息を得るという事実は、国の意思決定過程にどのような影響を及ぼすか
- ⑤ 本件八ッ場ダム事業によって官僚は私的利息を受けるか、受けるとすれば、その内容はいかなるものか。
- ⑥ その他本件に関連する事実